

武士道 SPIRIT グローブ空手道ルール【2019.1改訂版】

第 1 条：【試 合 場】

試合場の広さは、マット敷きで一辺が 8 メートル、場外を各辺 2 メートル含む 10 メートルの正方形とする。

第 2 条：【競技時間】

- ① 中学生以下の場合、本戦 1 分 30 秒・延長戦 1 分とする。
- ② 高校生以上の場合、本戦 2 分・延長戦 1 分 30 秒とする。
- ③ 延長戦は安全面を考慮し 30 秒間のインターバル後行う。

第 3 条：【審 判 団】

- ① 審判団は主審 1 名、副審 3 名により構成される。
- ② 主審は、競技を管理する権限を持つ。競技の開始、中断、終了を告げる。また、選手に懲罰を課す事が出来る。なお、主審の権限は競技場に極限されず、その周辺にも及ぶ。
- ③ 副審は、旗等の合図により主審を助け、意思を表示する。

第 4 条：【種目・階級】

- ① 幼年ワンマッチ（顔面パンチ無し）
- ② 小学 1～6 年生ワンマッチ（男女混合）
- ③ 小学 1・2 年生男子トーナメント軽量級（-23 k g）
- ④ 小学 1・2 年生男子トーナメント中量級（-30 kg）
- ⑤ 小学 1・2 年生男子トーナメント重量級（-37 kg）
- ⑥ 小学 1・2 年生女子トーナメント
（※トーナメント参加人数が規定に達しない時はワンマッチとなる）
- ⑦ 小学 3・4 年生男子トーナメント軽量級（-30kg）
- ⑧ 小学 3・4 年生男子トーナメント中量級（-37kg）
- ⑨ 小学 3・4 年生男子トーナメント重量級（-44kg）
- ⑩ 小学 3・4 年生女子トーナメント
（※トーナメント参加人数が規定に達しない時はワンマッチとなる）
- ⑪ 小学 5・6 年生男子トーナメント軽量級（-40kg）
- ⑫ 小学 5・6 年生男子トーナメント中量級（-47kg）
- ⑬ 小学 5・6 年生男子トーナメント重量級（-54kg）
- ⑭ 小学 5・6 年生女子トーナメント
（※トーナメント参加人数が規定に達しない時はワンマッチとなる）
- ⑮ 中学生男子ワンマッチ
- ⑯ 中学生男子トーナメント軽重量級（-40kg）

- ⑰ 中学生男子トーナメント軽量級 (-45kg)
- ⑱ 中学生男子トーナメント軽中量級 (-50kg)
- ⑲ 中学生男子トーナメント中量級 (-55kg)
- ⑳ 中学生男子トーナメント重量級 (-60kg)
- ㉑ 中学生女子ワンマッチ

(申込の参加状況によりトーナメント希望が多かった場合、学年、身長、体重を考慮し、階級を編成する場合もある)

- ㉒ 高校・一般男子ワンマッチ
- ㉓ 高校・一般女子ワンマッチ

(申込の参加状況によりトーナメント希望が多かった場合、学年、身長、体重を考慮し、階級を編成する場合もある)

- ㉔ 一般男子トーナメント軽軽量級 (-55kg)
- ㉕ 一般男子トーナメント軽量級 (-60kg)
- ㉖ 一般男子トーナメント軽中量級 (-65kg)
- ㉗ 一般男子トーナメント中量級 (-70kg)
- ㉘ 一般男子トーナメント無差別級 (70kg 以上)

第 5 条：【主な有効技】

- ① 反則行為（第 7 条-①）以外の突き、打ち、蹴りによる打撃技とする。
- ② 幼年部については、突きによる顔面攻撃は禁止する。

第 6 条：【勝敗の決定】

第 1 項 幼年・小学生・中学生試合規定

- ① 1 本勝ち／頭部及び腹部への的確、且つ十分な威力のある蹴り技、又は突き、打ちによる有効打、あるいは連打を与えた場合「技有り」を与え、「技有り」2 回で「1 本勝ち」とする。攻撃の程度によっては、「1 本」と判定する場合もある。

- ② 判定／3 名の審判により以下の基準を基に決められる。

- a_ 技有りの有無
- b_ 1 本を狙う姿勢
- c_ 相手に与えたダメージ
- d_ 的確な技による攻撃のコンビネーション
- e_ アグレッシブさ
- f_ ディフェンス
- g_ ウェイト差

この基準の優先順位は上記の順とし、ポイント制ではなくどちらの選手が有利だったかを示す。技有りをとったとしても、その後の試合展開が劣勢と判断された場合には、その技有りが無効となる場合がある。(技有りのとり逃げを禁止する為)

- ③ 棄権／試合開始前に試合を放棄した場合。

- ④ 反則負け／反則を犯した場合、又は主審の指示に従わなかった場合「口頭注意」、次に「警告」を与え、その後の行為から「注意1」を与える。「注意2」で反則負けとする。但し、目に余る場合は即反則負けとする。
- ⑤ 失格/主審の命令に従わなかった場合、競技規定及び精神に反する行為と判断された場合、失格とする。又、選手集合時間に遅れた場合も失格となる場合もある。失格を受けた選手は今後、本大会に出場できない場合もある。

第2項 一般試合規定

- ① K.O. 勝ち／正当な攻撃によりダウンさせ、相手選手が3カウント以内に立ち上がれなかった場合。
- ② T.K.O. 勝ち／a__1回目のダウン時、主審の3カウント以内に構えをとり、且つ真直に歩行できなかった場合。
- b__2回のダウンを取った場合。(スタンディングダウンを含む)
- c__主審が試合続行不可能と判断した場合。(特に頭部へのダメージ)
- d__正当な攻撃を受け怪我を負い、主審あるいは大会ドクターが試合続行不可能と判断した場合。但し相手の反則攻撃による怪我の場合は反則を犯した選手が敗者となる。
- e__試合進行中に選手が試合を放棄した場合、又はセコンドがコート内にタオルを投入した場合。
- f__正当な攻撃による鼻からの出血で、2度のドクターチェックを受けた場合。
- ③ 判定／3名の審判により以下の基準を基に決められる。
- a__ダウンの有無
- b__K.O.を狙う姿勢
- c__相手に与えたダメージ
- d__的確な技による攻撃のコンビネーション
- e__アグレッシブさ
- f__ディフェンス
- g__ウェイト差
- この基準の優先順位は上記の順とし、ポイント制ではなくどちらの選手が有利だったかを示す。ダウンをとったとしても、その後の試合展開が劣勢と判断された場合には、そのダウンが無効となる場合がある。
- ④ 棄権／試合開始前に試合を放棄した場合。
- ⑤ 反則負け／反則を犯した場合、又は主審の指示に従わなかった場合「口頭注意」、次に「警告」を与え、その後の行為から「注意1」を与える。「注意2」で反則負けとする。但し、目に余る場合は即反則負けとする。
- ⑥ 失格／主審の命令に従わなかった場合、競技規定及び精神に反する行為と判断された場合、失格とする。又、選手集合時間に遅れた場合も失格となる場合もある。失格を受けた選手は今後、本大会に出場できない場合もある。

第3項 延長戦における勝敗の決定

本戦による競技の結果が「引き分け」の場合には、延長戦を1回のみ行う。延長戦における判定基準については、上記第1項、及び第2項に準じるが、延長戦の結果再度「引き分け」となった場合には体重判定を行う。

第7条：【反則行為】

- ① 故意の有無に関わらず、肘打ち、顔面への膝蹴り、金的への攻撃、頭突き、転倒者への直接加撃、投げ技（足払いは可）、タックル、背後からの攻撃、バックハンドブロー、その他打撃技以外の粗暴な行為。
- ② 掴み（蹴り脚を掴んでのワンアクション、片手または両手での首相撲から膝蹴り1回は認める。）、選手・コーチ側に対する悪質な態度・行為・暴言、故意にコート外へ出る、試合中ダメージを与えられないと思われる無気力な攻撃、虚偽申告

第8条：【防 具】

- ① 幼年は、拳サポーター、レッグガード（革製可）、男子はファールカップ、女子はアブスメントガードを着用のこと。
- ② 小学生は、面、パンチンググローブ、レッグガード（革製可）、膝パット（布製）、男子はファールカップ、女子はアブスメントガードを着用のこと。また、ボディプロテクター（主催者用意）については、女子の着用を義務付け、男子の着用は任意とする。
- ③ 中学生は、ヘッドギア（インナーバー）、マウスピース、14oz グローブ（バンテージ可）、ボディプロテクター（主催者用意）、レッグガード（革製可）、膝パット（布製）、男子はファールカップ、女子はアブスメントガードを着用のこと。
- ④ 一般男子は、ヘッドギア（頬ガード付）、マウスピース、14oz グローブ（バンテージ可）、レッグガード（革製可）、膝パット（布製）、ファールカップを着用のこと。但しトーナメント準決勝以降に於いてはヘッドギアの着用は任意とする
- ⑤ 一般女子は、ヘッドギア（インナーバー）、マウスピース、14oz グローブ（バンテージ可）、ボディプロテクター（主催者用意）、レッグガード（革製可）、膝パット（布製）、アブスメントガードを着用のこと。
- ⑥ 防具は衛生上の理由から、基本的には個人の物を使用のこと。但し、著しく損傷（グローブのクッションの程度等）の激しいもの、また防具規定に合わないものと係員が判断した場合は主催者用意の防具を使用のこと。

第9条：【試合態度】

- ① 武道の試合に相応しい態度をとる事。
- ② 互いに尊重の念を持ち相対する事。
- ③ 試合会場においても、上記内容を順守する事。

第10条：【応援】

- ① 選手の応援は、武道の試合に相応しい態度である事。
- ② 応援団は、選手の試合中にコートの中に入ってはいけない。
- ③ 相手選手、コーチ側を誹謗中傷する様な掛け声、野次、罵声等を飛ばしたと審判が判断した場合、選手に「注意1」を与える場合もある。

第11条：【異議の棄却】

選手又は所属団体は、審判員の宣告に対して、一切の異議申し立てを行うことは出来ない。

第12条：【救護並びに処置】

大会は救護を設け、試合中の負傷・事故についての応急処置は行うが、その後については各自自弁とし、試合中に生じた負傷・事故については主催者側・管理者側に一切請求しないものとする。従って、選手等は各自でスポーツ保険その他に加入した上で参加申し込みをする事。